

令和6年第3回定例会 建設環境委員会 議案審査経過報告書

議案第70号 狭山都市計画事業狭山市駅東口土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例

○当初の事業費より大きく増額したが、その理由は。

●当初計画予算と最終事業費が異なったという点は、事業計画の変更を6回行っている。計画を変更する中で、整備にかかる費用として、地権者交渉の過程での補償費の変更や、工事費の変更が要因である。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第71号 狭山市下水道条例の一部を改正する条例

○下水道施行令の改正等に伴い狭山市下水道条例の一部を改正する条例であるが、改正の内容は。

●下水道施行令の改正に伴う内容は、大腸菌群数から大腸菌数に改正するものである。また、責任技術者を専属から選任に改正することについては、国がデジタル社会の実現に向け、デジタル原則に照らした規則の一括見直しプランを進めている中で、常に事務所や現場に留まるなどの常駐・専任規制等の見直しを行っているところであり、それに合わせて条例の見直しを行ったものである。

○附則の大腸菌群数から大腸菌数に改める部分については令和7年4月1日から施行予定とあるが、その理由は。

●検査機関等への周知期間や準備期間が必要であるためと考えている。

○責任技術者が専属から選任に変わること、現場に携わる人が少なくなっても良いということか。

●県内で同じ営業所であれば兼任することができるというものであり、今までの1営業所に1人専属しなければいけないことが緩和されるものである。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第73号 令和6年度狭山市一般会計補正予算（第3号） 歳出8款土木費

さしたる質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第82号 令和5年度狭山市一般会計歳入歳出決算認定について 歳出4款衛生費及び8款土木費並びにこれらの歳出に関する歳入15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款県支出金、18款財産収入及び22款諸収入

4款 衛生費 1項5目環境対策費から7目上水道事業費 2項 清掃費 について

○公害対策指導監督事業で、23事業所に34回立入りし、そのうち3事業所で水質が基準を超過していたことによる行政指導を行っているが、その内容は。

●1件が水素イオン濃度、いわゆるpHの基準を満たさなかったもの。他の2件は、水質の汚れを示すBODという指標があり、それが基準値を超過したため、事業所に、原因の究明に加え、施設や運用の改善の対策について報告するよう指導した。改善後の水質については状況を確認している。

○不法投棄防止対策事業について、不法投棄防止のパトロールを実施しているが、現行犯で検挙したことはあるか。

●現行犯ではなくて、全て通報によって駆けつけて対応している状況である。

○監視活動の手法は、パトロールと防犯カメラか。

●監視カメラが抑止力に最も効果があると考えているが、費用負担に課題があり、令和元年度以降は、上赤坂に2か所ダミーカメラを設置している。

○監視力の強化のため、防犯カメラの設置も含めた、監視活動の強化をされたい、との意見。

○不法投棄防止対策事業費業務委託による不法投棄防止パトロールを実施したとあるが、具体的な内容は。

●狭山市シルバー人材センターに業務委託をしており、令和5年度は月水金と週3回、年間141日のパトロールを実施した。具体的には、2人一組で軽トラックにて、市内全域をパトロールし、主に公道上にあるポイ捨てごみ等の軽微な投棄物を回収している。

○市民からの通報は、何件ぐらいあるのか。

●概ね、年間50件程度。

○奥富環境センター費のリサイクルプラザ管理事業費について、不用品・再生家具頒布実績が、再生家具類が令和4年度と比べて増えており、展示品売払収入も406万4,980円で、令和4年度より約70万円増加している。市民からのリサイクルについて何か要望等はあるのか。

●市民からリサイクル品における要望はない。利用者からは、以前のように利用できるようになったことにより、とてもうれしいとの声はいただいている。

○リサイクルプラザ啓発事業は、出前講座以外、事業回数、参加人数とも令和4年度より増えている。特にイベントは36回で8,127人の参加があったが、イベントの内容は。

●イベントの内容は、以前実施していた各種頒布イベントを、小規模の常設展示として実施した「おすすめコーナー」や、入間川七夕通り商店街で開催された「彩の国マルシェ」に臨時出店し、小物類を販売したほか、「環境にやさしい絵画展」や「雑がみポン！プロジェクト」、「おもちゃの病院」などで計36回行った。

○省エネエアコン普及促進補助事業費について、808件の交付実績であるが、この効果をどのように考えているか。

●昨年度は、3回に分けて実施し、808台のエアコンに対して補助金交付がおこなわれた。効果については、電力と二酸化炭素の削減に効果があったものと捉えている。東京都の試算によると、10年前の機種から最新の省エネタイプのエアコンに切り替えることで、年間で消費電力が約188キロワットアワー削減され、これを電気料金に換算すると年間約5,000円程度、二酸化炭素に換算しますと92キログラム削減できるとされている。

○清掃総務管理事業費について、行政報告書では実績・成果等の中で清掃事業職員の安全衛生委員会を1回実施しているが、議題等の内容は。

●安全衛生委員会は、日頃の感染症などの注意、心構え、予防の仕方などを職員間で履行し、予防知識等を習得する。安全衛生委員会の中では産業医からの講義が行われ、必要な知識を備えるものであり、重度な感染症などに罹患しないで済むような効果が出ている。

○ごみ減量推進事業費の賃借料について、庁舎内に設置してあるウォーターサーバーは、どのくらい利用されているか。また、ウォーターサーバーを増設する考えはあるか。

●マイボトル専用給水スポットいわゆるウォーターサーバーは、昨年度の途中に設置したものであり、7月から運用が始まったことから、令和5年7月から令和6年6月末までの1年間ということで集計しているが、1万2,700リットルの利用があった。他の公共施設等に設置する予定はない。

○マイボトル専用の給水機（ウォーターサーバー）については、本庁舎に増設するとともに、他の公共施設においても設置されたい、との意見。

○ペットボトルリサイクル事業費について、ペットボトルの収集回数を増やす考えはあるか。

●ペットボトルの収集については、以前、収集回数を増やすことについて検討したが、同一日に収集品目が重複することを避け、また収集コストを抑制するために、月1回の収集として今後も継続したいと考える。なお、現在、本市では、12店舗のスーパーマーケット等がペットボトルなどの資源物の店頭回収を行っており、曜日を問わず利用することが可能であることから、定期収集とともに店頭回収の利用についてもお願いしているところである。

○稲荷山環境センター費について、令和5年度は、電気、ガス等々も含めて物価高騰し、多種の補助金等を国も投入した経緯がある。このような状況の中で、当該施設は電気代が相当かかっている施設と認識しているが、物価高騰による影響は。

●令和5年度は電気代の高騰があったが、国の激変緩和措置による補助金等により燃料調整費の値下げがあったために、電気代は抑えられた。

○環境パートナーシップ形成事業費の環境保全活動事業委託料について、主な保全活動として、小学生を

対象とした水質調査や生物観察などの取組を行っているが、その具体的な事業の内容と評価は。

- 市のパートナーシップ組織として位置づけているNPO法人さやま環境市民ネットワークに事業を委託し、協働して環境保全事業に取り組んでいる。具体的な内容は、河川を活用した環境学習を行っており、毎年入間川小学校の4年生を対象に、カヌー体験や水生生物調査などを実施している。ほかには、市内の中学生を対象とした環境作文コンクールを実施し、昨年度は268人の中学生から応募があり、優秀作には表彰状も授与された。また、こうした啓発活動以外でも、桜の木を食べてしまう特定外来生物クビアカツヤカミキリの市内の状況調査なども実施し、48か所、約1,800本の桜の木を調査した。狭山市においては被害がなかったことを確認している。これ以外にも啓発活動においては多くの実績を評価している。

○奥富環境センター費について、家庭の雑紙分別の啓発を行うため、「雑がみポン！プロジェクト」を令和5年度から実施しているが、その実施状況と啓発の評価は。

- 資源ごみである雑紙の分別について、NPO法人さやま環境市民ネットワークと協働で環境学習の一環として、使わなくなったポスターを利用した雑紙を入れる袋の作成を行ったところであり、市内公立保育所6園、公立幼稚園2園、私立保育所1園で実施した。3歳児から5歳児の幼児延べ402名の参加があり、子どもたちが積極的に取り組み、今後も引き続き分別の啓発を行っていきたいと考えている。

8 款 土木費 について

○土地利用転換推進事業費について、事業の候補地と面積は。

- 候補地は、圏央道インターチェンジ周辺でインターチェンジの東側。令和3年度に土地利用転換による事業が完了した狭山工業団地拡張地区の南側に位置しており、面積は約23ヘクタールである。

○空家等対策推進事業費について、裁判所予納金1件100万円の根拠は。

- 空き家所有者の法定相続人がいない場合、所有者の財産を清算する申し立てを裁判所に行う。その申し立ての際に、裁判所へ予納金として納めるものである。清算にかかった費用が残余財産を上回った場合、予納金の100万円から控除され残りが市へ還付される。

○入曽駅周辺整備事業について、予算現額に対して決算額が6億円以上執行されていないが、その理由は。

- 令和5年度明許繰越費が6億4,468万円となっているが、この負担金については、鉄道事業者による工事契約後、具体的な施工方法や手順などの施工計画を基に鉄道事業者より工程が提出され、協議を進め工程を精査し、全体工程に影響はないものの、金額的にボリュームがある鉄骨材などの材料の納品や躯体本体の工事が次年度の精算となる見込みとなったためである。

○既存市営住宅改修等事業費の長寿命化計画策定委託料について、目的と内容は。

- 第2次狭山市市営住宅等長寿命化計画（改訂）の策定に係る委託料であり、狭山市市営住宅等長寿命化

計画は、市営住宅の予防保全的な維持管理を着実に実施することを目的に、平成26年3月より策定を行っている。直近では令和元年度から令和10年度まで、この10年間を計画期間として、第2次狭山市市営住宅等長寿命化計画を策定している。現在、長寿命化計画は、国交省の計画策定指針でおおむね5年ごとに見直すこととされており、本計画が令和5年度末で策定から5年が経過することから、前年度までの実績の検証や評価と併せて、令和6年度以降の計画では、改めて各市営住宅の老朽化診断などを行い、改修工事の実施に関する順番の見直しを図り、あるいは建築資材や人件費の高騰をはじめとした社会情勢の変化などを改修工事費に反映させることで、第2次狭山市市営住宅等長寿命化計画を改訂したものである。

○都市計画総務費について、居住支援において、高齢者、障害者、ひとり親世帯などへ安定した住まい確保に向けた支援において、令和5年度は入居相談会を1回開催されて、相談が7件あったが、最終的のどのような支援に至ったか。

●令和5年度に1回開催した入居相談会は7件の相談があり、その後の入居については、具体的に把握はできていないが、引き続き寄り添った形での相談案件は2件である。

○高齢者・障害者・ひとり親世帯などへの入居支援については、賃貸住宅等入居相談会の開催数を増やすなど、安定した住まいの確保に向けた支援を拡充されたい、との意見。

○雨水貯留浸透施設の設置補助事業費の補助件数は。

●補助件数は17件。内訳は、浸透施設が8件、貯留施設が9件となっている。

○入間川入曽線整備事業について、令和5年度の進捗状況は。

●令和5年度の進捗状況は、事業による測量に先立ち、関係地権者への事業説明を行った。また、久保川をまたぐ橋の設計に必要な基礎の検討調査や詳細設計を実施している。

○智光山公園管理事業費について、令和5年度の指定管理者に対して、市の評価は。

●評価については、狭山市のモニタリングの基準に基づき、四半期ごとに調査を実施した上で、業務内容や処理の状況に関して報告を求め、現地調査も実施した上で、適正な管理運営が行われているか確認している。また、利用者から要望や意見等があった案件は、報告を受けた中で、市が確認、質問等を実施しながら運営状況を確認している。年度末は、1年間の総括としてモニタリングの評価表を作り、その中で報告書の内容をチェックし、評価している。令和5年度は、智光山公園の指定管理者の状況は、良好な管理運営状況であったと考えている。

○道路修繕事業費の調査委託料について、令和4年度より増額しているが、委託内容は。

●5年に1回歩道橋と大型カルバートを点検している。令和5年度は当該年であったため、令和4年度と比較して増額した。

○雨水対策事業費のいっ水対策工事費で行われた東三ツ木地区の工事の内容は。

●令和4年度に雨水管の整備をしており、令和5年度は、その雨水管の整備に伴い、舗装の本復旧工事を行った。

○公園管理事業費の修繕料について、公園トイレの洋式化は、令和5年度は主にどこの施設で修繕がおこなわれたのか。

●富士見1丁目公園と奥富地区運動公園のトイレの洋式化を行った。

○智光山公園管理事業費について、令和4年度と比較すると、都市緑化植物園以外は利用率や利用者数が減少している。その要因は。

●智光山公園のテニスコートは、令和4年度に対する令和5年度の利用人数は1,461人減少となっている。大きな変動はなかったものの、利用率の低下の要因は、天候が前年に比べてよかったこともあり、施設の利用可能回数が増加したことによるものとして減少の要因を捉えている。

次に、利用人数や利用回数が減少した要因は、夏季における熱中症警戒アラートを受けて運動を控える利用者が多くいたことが減少の要因と推測している。

こども動物園の来園者数は、夏季における来園者数が特に減少している。屋外施設のため、猛暑による影響があったものと捉えている。

釣り場の利用者の減少理由としては、ヘラブナ釣りの愛好者が高齢化しているという状況の中で利用人数の減少が見受けられる。また、屋外施設のため猛暑も影響していると捉えている。

○こども動物園の来園者や野外活動広場の利用者は、市外からの利用はどのくらいあるのか。

●こども動物園の年間の来園者数は、全体で19万3,267人となる。こども動物園の市内と市外の料金の設定がないため、正確な数値は把握していない。動物園の中で実施したアンケート調査によると、市内利用者は約16%であり、市外利用者は約84%という状況になっている。野外活動広場であるキャンプ場は、年間利用者数につきましては8,434人。市内利用者が約69%、市外が約31%となる。

○不動産売払収入の道水路敷地売払収入について、令和4年度と比較して増額しているが、その要因は。

●令和5年度は、令和4年度と比較し、売払い件数が5件増えた。結果として2,698万2,522円の増額となっている。売払い件数は令和4年度が2件であり、令和5年度が7件となった要因としては、各案件により、境界の確認や測量登記書類の調整に時間を要する場合もあり、令和4年度中に売払いを予定していた案件が契約にまで至らず、結果として令和5年度の売払いとなったものを含んでいる。また、売払いの面積が大きかった理由としては、開発など大きな規模の土地利用に伴い、隣接する機能のない道水路敷の買取り案件が含まれていたことから、売払いの面積も大きくなった状況である。

○道水路敷地の売払額の算定方法は。

●不動産鑑定士の意見書を基に、1月1日時点の固定資産税の路線価を7割で割り戻した額に、道路等の原価率、不整形による原価率の補正をし、1平方メートル当たりの単価を算定している。

○市内各公園の除草・清掃等管理委託のうちナラ枯れ対策に係る委託料について、ナラ枯れの被害がある場所はどこの公園か、本数は、また、伐採後の予定は。

●公園管理事業の令和5年度のナラ枯れ対策を実施した公園と伐採本数は、堀兼・上赤坂公園が101本伐採しており、狭山台中央公園が48本、三ツ木公園が23本、合計で172本である。

伐採した後の対策は、樹木の密集度が低下して日差しが入ることで萌芽更新が促進されるということも期待しているが、景観的には樹木が減った箇所を中心にコナラの苗木を令和4年度には狭山台中央公園、堀兼・上赤坂公園、智光山公園に52本植樹をしている。また令和5年度は狭山台中央公園と堀兼・上赤坂公園にコナラの苗木を合わせて50本植樹している。今後も樹木が減ってしまった箇所については、必要に応じて植樹していければと考えている。

○智光山公園管理事業費の公園管理委託料（ナラ枯れ対策に係る委託料）について、伐採した本数は。

●智光山公園内の260本の木を伐採した。公園以外に緑地のナラ枯れについても実施しており、トラスト9号地が11本、4か所のふれあい緑地は24本、緑地全体で35本となる。全体では、公園と緑地合わせて、467本の伐採を行った。

○ナラ枯れ対策に対する委託料について、令和4年度と比較して、令和5年度の状況は。

●伐採本数で比較すると令和4年度は431本、令和5年度が467本で、横ばいの状況で推移している。

○橋りょう維持保全事業費について、修繕場所と修繕概要は。

●柏原地内の市営住宅上河内団地付近と西武文理中学校付近で、大学と中学校の間、いずれも概ね3メートルの橋梁の2か所。内容は、どちらもコンクリート製の橋梁において、ひびに修理材を注入してそれ以上に広がらないようにする修繕と、コンクリートの剝離部分を補強する修繕を行った。

○橋りょうについては、安全な通行を確保するため、継続して修繕を実施されたい、との意見。

○公園管理事業費の遊具施設等点検委託料について、その内容は。

●遊具等の点検委託料であり、公園の遊具点検は、専門業者による定期点検を年1回実施している。令和5年度は、市内190公園に設置している遊具、全体で501基の点検を実施した。点検の内容は、各遊具ごとに目視と打診と触診と測定などを行い、定められた判定基準に従い、A、B、C、Dの4段階の評価をしている。点検結果に基づき、判定度の低い遊具は早急に対策が必要であるため、検討しながら徐々に修繕を行っている。

○子どもたちが遊具で安全に遊ぶことができるように、十分な予算確保により更に適切な修繕を実施されたい、との意見。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。

要望指摘事項

1. 所有者不存在の空き家については、相続財産清算人制度の更なる活用に向け、予算を増額されたい。

2. 屋外運動施設の劣化したグラウンドについては、利用者に不便をきたさぬよう、改修するとともに排水処置など施設の改良を施されたい。

議案第86号 令和5年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第87号 令和5年度狭山市水道事業会計決算認定について

○令和5年度は健全経営の水準とされる経常収支比率で100%を上回ってはいるが、料金回収率は92%に落ちている。理由は物価高騰によるものであるが、100%を下回る料金回収率について、どのように捉えているか。

●料金回収率は、給水収益を総費用で割ったものである。基本料金の免除分は、国からの補助金により補填されるが、給水収益に含まれないことから、給水収益は通常より減収となり、料金回収率が下がったものである。来年度以降、基本料金の免除があるかは不明だが、通常に戻れば料金回収率は100%を超えたと考えている。

○資本的収入及び支出の資本的収入の決算額は2億4,184万9,900円で、予算額は5億3,270万1,000円に対する収入率が45.40%であり、2億9,085万1,100円の収入減となっているが、その要因は。

●主な収入減の要因は、企業債の借入額を減額したことが主な理由である。減額の理由は、最も低い利率で借入れを行うことができる地方公共団体金融機構との同意額が例年より低かったこと、財務省等からも借り入れることができるが、借入額の限度額が低かったことや民間の金融機関からの借入れは、利率が若干高いことと返済期間が短いことにより、今回は、地方公共団体金融機構からの借入れのみとしたもので、予算額との差額2億8,400万円については内部留保資金で充当している。

○損益計算書によると、営業損失が3億4,150万208円と、前年と比べても約1億7,600万円も損失が増えて赤字が増えたと感じるが、その要因は。

●赤字が増えている理由は、前年度と比較し、営業収益が減少して営業費用が増加しているという状況がある。営業収益が減少した要因は、基本料金の免除、節水意識の高まり等により給水収益が減少した。営業費用が増加した要因については、浄配水施設等を維持管理する委託料、修繕料、安全な水を供給するための薬品費等が物価高騰により値上がりしたことや、老朽化した施設の更新により減価償却費が増加したためである。

今後も節水意識の高まりや人口の減少が続くと思われるが、引き続き安定給水を前提とした利益の確保に努めていきたい。

○収益的収入及び支出の中の支出について、予備費支出額マイナス69万7,000円と、流用増減額が393万6,000円となっているが、その内容は。

●予備費の69万7,000円は、能登半島地震において職員を給水支援及び応急復旧支援に派遣するに当たり、派遣に係る宿泊費や自動車燃料費等の経費を予備費から充用したものであり、流用増減額393万6,000円は、狭山市管工事業協同組合と締結しております協定書に基づき、漏水修繕等の応急復旧支援を依頼したことにより、派遣に係る宿泊費や重機等の借り上げ費用を支出するために流用したものである。

○給水支援、応急復旧支援等の内容は。

●給水支援は、令和6年1月22日から27日の6日間、水道施設課職員2名と下水道施設課職員2名の計4名で、給水車1台とサポートカー1台で、石川県輪島市の2か所の指定避難場所において給水活動を行った。また、応急復旧支援につきましては、3月5日から11日の7日間、水道施設課職員2名と狭山市管工事業協同組合の組合員6名の計8名で、管工事業協同組合所有の作業車と重機、及び市のサポートカー1台で、石川県輪島市の河井町にて漏水調査や修繕を行った。

○普及率が0.68%低くなった理由は。

●普及率は、年度末給水人口を給水区域内人口で割ったものが普及率となる。普及率が令和5年度に低下した理由は、令和6年3月議会で狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例が議決されたことに伴い、給水区域について、入間基地を含めた狭山市全域と改めたことにより、基地内の人口を含めた人数が給水区域内人口になったためである。給水区域内人口に自衛隊の人口を含めたが、実際には給水を開始しておらず、年度末給水人口には含まれないことから、一時的に普及率が低下したものである。なお、入間基地への給水を開始した際には、前年度並みの率に戻ると思われる。

○計画給水人口について、2万6,100人減になっている。理由は。

●計画給水人口は、入間基地を給水区域に含めるため、令和5年度に狭山市水道事業の認可変更を行った。その中で、将来人口や水需要の検討を行い、需要に適した計画給水人口としたものである。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。

議案第88号 令和5年度狭山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第89号 令和5年度狭山市下水道事業会計決算認定について

○経営指標について、令和5年度は、事業に必要な費用を下水道使用料で賄えている状況とされる100%を下回ったとあるが、その要因は。

●水道事業と同様で、節水意識の高まりや人口の減少等により、水道の使用量が減れば下水道の使用量も

減る。それにより収入が減っている状況である。

○経営指標の推移を見ると、下水道の経費の回収率は令和元年から100%を下回っている。その状況をどのように捉えているか。

●経費回収率は、使用料収入を汚水処理費で割ったものが数値になる。使用料収入は、前年度比で3,200万円の減、汚水処理費は1,500万円の減となり、収入の減った額が大きかったため、実質0.86ポイント減となっている。これを解消するためには、雨水や地下水等の浸入による不明水対策が重要で、不明水対策をして有収率を上げることが第一だと考えている。その対策としては、今年度、例年実施しているマンホール蓋の修繕や、管路の雨水及び地下水等の浸入対策として、テレビカメラを使い、不明水浸入の原因を特定して、修繕することで有収率を上げ、利益の確保に努めたいと考えている。

○経営戦略計画では3年後に経費回収率100%を目標としているが、目標値としての受け止めで良いのか。

●経営戦略計画は、現状と数値の乖離が大きい。来年度、経営戦略計画の改定を予定しており、経費回収率を極力100%に近づけたいと考えている。

○収益的収入及び支出の中の収入で、第3項に特別利益とあるが、この決算額が8万6,011円ということになっている。特別利益の内容は。

●特別利益の8万6,011円は、水道事業の際に説明した能登半島地震の応急給水派遣に伴うものであり、下水道施設課の職員を派遣したことで、職員手当を水道事業会計から受け入れたものである。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。